

地方財政格差をいかに是正するか¹

地方自立のための税源移譲プロセスと新交付金の創出

関西学院大学 上村研究会 財政分科会

川崎慎司
佐久間達也
中島啓祐
野口翔子
前薊利大
吉田早織

2009年12月

¹ 本稿は、2009年12月12日、13日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2009」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、上村敏之教授（関西学院大学）、林 宜嗣教授（関西学院大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任は、いうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

日本の財政は、国も地方自治体も、巨額の借金が累積し、非常に苦しい状態にある。政府は地方分権を行い、地方自治体の自立を目指すことを目的としているが、地方交付税は削減され続け、自主財源の少ない地方は財政的にかなり厳しい。

本稿では、各都道府県の財政の現状分析を実施し、財政悪化の原因を探る。いったい何が原因で財政悪化に陥っているのか、また、地方自治体の財政再建にはどうすればよいのか、地方自治体間の財政格差の是正、そして地方自治体の自立はどのようになされるべきかという問題意識を踏まえ、今後の政策的課題を見つけ出す。

まず初めに、メディアなどでよく取り上げられている、東京一極集中と地方の衰退の現状について、様々な指標を用いることで、その概要を把握する。

また、地方自治体間の財政格差の拡大の背景について整理する。政府による地方自治体に対する政策を考察するために、地方分権推進に関する動き、特に、三位一体改革、平成の大合併、そして、夕張ショックに端を発し制定された地方公共団体財政健全化法についても取り上げる。

本稿の分析では、税源移譲の可能性について考察する。三位一体改革で行われた税源移譲は、税源の大きな地方自治体と、そうでない地方自治体間の財政格差を拡大することにつながった。

そこで本稿では、どのような税源移譲が地方自治体間の財政格差を助長せずに行え、なおかつ地方自治体に税源を与えることができるかについて、3つのシミュレーションを実施する。

まず、シミュレーションⅠでは、地方自治体ごとに地方税全体の構成比から算出した金額を移譲し、経常収支比率と変動係数の変化を考察する。結果としては、大きな税源をもつ都市部、特に東京都に関しては、経常収支比率の改善幅が、他の都府県に比べ大きくなり、格差の拡大につながってしまうというものであった。

続くシミュレーションⅡとしては、地方税の内訳にある事業税（法人分）、道府県民税（所得割）、地方消費税の3項目の税源移譲を考える。それぞれの合計値から各都道府

県の構成割合分を算出し、その構成比に応じた額を地方自治体に分配し、経常収支比率と変動係数の変化を考察する方法をとった。

分析結果は次の通りである。事業税（法人分）は都市部に税源が集中しているため、いくら税源移譲額が小さくても、変動係数の悪化を止めることはできない。しかし、道府県民税（所得割）、地方消費税については、額によっては、格差の拡大につながらない範囲で税源移譲を行う余地がある。

とはいえ、東京都に税源が集中していることは、上記の政策を実施しても避けることができない。そこで、財政的に豊かで、地方交付税の不交付団体である東京都に対して、「逆交付税」を参考にした財源確保の方法を検討する。すなわち、東京都の一般財源の一部を、他の地方自治体の新交付金の財源として活用する政策である。

シミュレーションⅢにおいては、税源移譲を行った上で、東京都に対し、「逆交付税」を利用し、地方交付税のような地方自治体が自由に使える交付金の創出を検討する。地方に交付される額は、地方交付税を算出する時に使用される基準財政需要額を使用する。具体的な算出方法は税源移譲シミュレーションⅡと同じである。

結果は次の通りである。東京都は「逆交付税」の負担が大きくなるほど、経常収支比率は悪化していくが、それ以外の道府県の経常収支比率は改善され、変動係数にも改善がみられる。ただし、額をあまりに大きくしすぎることは、東京都の経常収支比率の悪化を招き、格差の縮小傾向が鈍化する原因にもつながる。

これらの分析から本稿では、道府県民税（所得割）の 2,500 億円、地方消費税の 2,000 億円の計 4,500 億円の税源移譲を行うこと、そして東京都の一般財源から賄う、3,000 億円分の新交付金の創出という政策を提言する。

地方自治体間の財政格差の是正に関して、必要とされているのは、地方自治体が個々で自立できるようにするために、地方自治体に財源を与えることである。そのため、今後、地方分権を行うならば、それにはまず、財政格差を可能な限り小さくし、地方自治体の自立を推進するために、今以上の財源を与える方法をとるべきである。

なお、最近の動きとして、平成 21 年 11 月 2 日に地方分権改革推進委員会が第 4 次勧告の原案をまとめた。その原案にも、財政力の弱い地方自治体に格差是正のための一括交付金が掲げられている。この原案は、本稿の提言と同じ方向性をもっているといえよう。

目次

はじめに

第1章 東京一極集中の現状

第1節 (1. 1) ヒトの流れ

第2節 (1. 2) カネの流れ

第3節 (1. 3) まとめ

第2章 地方の衰退の現状

第1節 (1. 1) 行政投資

第2節 (1. 2) 地方交付税

第3節 (1. 3) 経常収支比率

第4節 (1. 4) まとめ

第3章 政府の財政政策

第1節 (1. 1) 地方分権の推進

第2節 (1. 2) 三位一体の改革

第3節 (1. 3) 平成の大合併

第4節 (1. 4) 地方公共団体財政健全化法

第5節 (1. 5) まとめ

第4章 分析

第1節 (1. 1) はじめに

第2節 (1. 2) シミュレーションⅠ：税源移譲①

第3節 (1. 3) シミュレーションⅡ：税源移譲②

第4節 (1. 4) シミュレーションⅢ：新しい交付金の創出

第5節 (1. 5) まとめ

第5章 政策提言

第1節 (1. 1) 政策提言

第2節 (1. 2) 政策提言における問題と解決案

第3節 (1. 3) むすび

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

現在、国も地方自治体も巨額の借金が累積し、財政的に非常に厳しい状態が続いている。政府の立場としては、権限委譲、税源移譲により、地方の役割を増やす、つまり地方分権を進めようとしているが、実際には補助金や地方交付税の削減が進み、地方自治体の自立を進めることはできていないのが現状である。

全国的に、少子高齢化に伴い、人口の自然減や社会減による地域産業の停滞が起こっている。さらには、社会保障費の増大も地方の財政を圧迫している。これらの要因が重なり、地方自治体の財政運営を苦しいものになっている。

加えて、地方税の歳入が少ない地方にとっては、地方交付税によって財政が支えられていた部分が大いにあるということも挙げられる。政府の方針による地方交付税の削減は、地方の歳入の減少を招き、行政サービスの水準の低下といった問題を引き起こしている。その地域の地位の低下は、地域の魅力を減少させ、これに伴い、人口や企業は地方から都市部に移ってしまう恐れがある。

そして、都市部への人口や産業の移動により、さらなる地方税の減少は避けられない状態になっている。この地方自治体間の財政格差を調整するはずの地方交付税が削減されているため、地方自治体間の財政力格差を是正するには地方自治体の努力だけでは、もはや不可能である。

頻繁に、東京一極集中化と地域間格差がメディアで取り上げられているが、それらは実際にどのような影響を地方自治体に与えているのだろうか。本稿では、地方自治体の現状を把握することから始めていく。具体的には、人口推移、県内総生産、財政調整基金、行政投資を概観し、拡大しつつある地方自治体間の財政格差を是正するには、どのような政策が妥当なのかについて、以後の章で考察していくこととする。

なお、地方自治体には、都道府県と市町村があるが、本稿では都道府県の財政に分析の焦点を当てる。その理由は、市町村は分析を行うには数が多すぎること、市町村合併が一段落した後には、都道府県が地方分権改革の俎上に上がってくる

と思われること、そして、地方の道府県が共通して抱える問題が財源不足であるため、それを解決するにはマクロ的な考察が不可欠であるからである。

ただし、現在のモータリゼーションの発達や、居住地と勤務地の不一致などを考えると、もはや都道府県の単位で考察することには限界があるかもしれない。そこで、部分的に道州制のような地域レベルの区分を考えることで、考察の単純化を図る。

本稿では、道州制論議と混同しないために、区分を以下では、「地域」と呼称する。具体的には表1のような区分を考える。北海道、東北地域、北関東地域、南関東地域、北陸地域、東海地域、近畿地域、中国地域、四国地域、九州・沖縄地域、そして東京都という11地域である。東京都は人口規模が大きいため、本稿では単独の地域とする地域モデルを想定し、さらに本稿における「地方」とは東京都以外の地方の道府県だと定義する。

では、東京都に一極集中しているといわれているが、実際のところ、どのようになっているのかについて、次章で把握することから始めていく。

表1 地域の区割りの想定

地域名	県名								
北海道	北海道								
東北地域	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県			
北関東地域	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	長野県				
南関東地域	千葉県	神奈川県	山梨県						
東京都	東京都								
北陸地域	新潟県	富山県	石川県	福井県					
東海地域	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県					
近畿地域	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県			
中国地域	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県				
四国地域	徳島県	香川県	愛媛県	高知県					
九州・沖縄地域	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

第1章 東京一極集中の現状

第1節 ヒトの流れ

東京一極集中といわれているが、実際はどうかということを考察するために、第一に、ヒトの流れを把握する。

表2には、都道府県における人口推移が示されている。ここでは、平成18年度と平成19年度の人口規模が示されているが、明らかに東京都の人口規模は大きい。さらに、人口の増減率は、東京都はプラスであるが、他の道府県はおおむねマイナスである。

表2 都道府県における人口と人口推移（単位：人）

県名	平成18年度	平成19年度	増減率	県名	平成18年度	平成19年度	増減率
北海道	5,629,970	5,600,705	-0.52%	滋賀県	1,365,393	1,371,577	0.45%
青森県	1,460,144	1,445,592	-1.00%	京都府	2,566,420	2,562,282	-0.16%
岩手県	1,388,164	1,377,666	-0.76%	大阪府	8,663,719	8,665,195	0.02%
宮城県	2,344,569	2,340,485	-0.17%	兵庫県	5,576,784	5,580,497	0.07%
秋田県	1,156,356	1,143,829	-1.08%	奈良県	1,430,366	1,425,308	-0.35%
山形県	1,212,163	1,204,099	-0.67%	和歌山県	1,061,559	1,053,896	-0.72%
福島県	2,100,851	2,089,439	-0.54%	鳥取県	610,434	606,695	-0.61%
茨城県	2,988,533	2,986,115	-0.08%	島根県	744,677	739,080	-0.75%
栃木県	2,009,498	2,006,363	-0.16%	岡山県	1,954,919	1,951,420	-0.18%
群馬県	2,020,037	2,016,236	-0.19%	広島県	2,870,907	2,867,423	-0.12%
埼玉県	7,019,919	7,042,044	0.32%	山口県	1,212,163	1,204,099	-0.67%
長野県	2,190,874	2,184,596	-0.29%	徳島県	816,321	811,678	-0.57%
千葉県	6,035,658	6,058,248	0.37%	香川県	1,026,088	1,023,074	-0.29%
神奈川県	8,693,373	8,741,025	0.55%	愛媛県	1,486,946	1,479,775	-0.48%
山梨県	879,239	875,621	-0.41%	高知県	799,121	792,419	-0.84%
東京都	12,273,376	12,361,736	0.72%	福岡県	5,028,026	5,030,311	0.05%
新潟県	2,438,482	2,425,683	-0.52%	佐賀県	872,302	868,562	-0.43%
富山県	1,114,714	1,110,713	-0.36%	長崎県	1,494,879	1,482,146	-0.85%
石川県	1,171,106	1,169,249	-0.16%	大分県	1,221,714	1,218,066	-0.30%
福井県	821,073	818,443	-0.32%	熊本県	1,858,522	1,852,073	-0.35%
岐阜県	2,105,011	2,100,413	-0.22%	宮崎県	1,172,402	1,167,509	-0.42%
静岡県	3,775,903	3,775,367	-0.01%	鹿児島県	1,759,650	1,751,510	-0.46%
愛知県	7,106,585	7,145,614	0.55%	沖縄県	1,381,820	1,387,518	0.41%
三重県	1,857,456	1,857,090	-0.02%	合計	126,768,186	126,768,484	0.00024%

備考) 総務省『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』より作成。

続いて、地域レベルで人口規模と人口推移をみたものが、表3である。

全国の人口の増減率はほぼ横ばいであり、多くの地域で減少が起こっている。しかしながら、人口が増えている地域がある。それは、東京都、北関東地域、南関東地域といった関東エリアと東海地域である。

なかでも、東京都の人口規模は突出している。本来、人口は、出生や死亡により、ある程度の自然増減が起こるものである。しかし、ここまで東京近郊の人口が増加し、一方で地方の人口が減少しているということは、地方の人口が流出し、東京に流れてきていることを想起させる。また、東京近郊は、東京都の面積が小さいということもあり、ベッドタウンの役割を果たしていると考えられる。

さらに、東京都には、企業や役所が集中しているため、移住するインセンティブが存在する。特に、勤労世代は、関東に移住する傾向がある。その結果として、関東に人口が集中し、それにより、経済、文化、富なども集中し、東京都の財政も豊かになる。

つまり、そのような好循環によって、東京都が一層発展するという正のスパイラルが発生している。しかしながら、他方では、東京都に人口が集まるということが、地方衰退の原因の1つになっているのではという指摘もある。

表3 地域の区割りにおける人口規模と人口推移

地域名	平成18年度	平成19年度	増減率
北海道	5,629,970	5,600,705	-0.52%
東北地域	9,662,247	9,601,110	-0.63%
北関東地域	16,228,861	16,235,354	0.04%
南関東地域	15,608,270	15,674,894	0.43%
北陸地域	5,545,375	5,524,088	-0.38%
東海地域	14,844,955	14,878,484	0.23%
近畿地域	20,664,241	20,658,755	-0.03%
中国地域	7,393,100	7,368,717	-0.33%
四国地域	4,128,476	4,106,946	-0.52%
九州・沖縄地域	14,789,315	14,757,695	-0.21%
東京都	12,273,376	12,361,736	0.72%
全国合計	126,768,186	126,768,484	0.00024%

備考) 総務省『住民基本台帳人口・人口動態及び世帯数』より作成。

第2節 カネの流れ

第二に、カネの流れはどうだろうか。ここでは、県内総生産と財政調整基金に着目する²。

経済活動においては、企業は財・サービスを生産し、新たな価値を作り出しているが、この付加価値を、生産・分配・支出といった三つの側面から把握し、県経済の実態をとらえることのできる総合的なものさしを県民経済計算という。県民経済計算をみることで、県経済の規模と成長率、産業の構造、所得の水準や分配方法などが分かる。そのひとつの指標として、県内総生産が挙げられる。県内総生産を比較することで、各地域の産業の規模、集積について把握することが可能となる。

表4で示しているように、県内総生産、つまり都道府県の経済の規模は、東京都をみると、地域の区割りで考察しても、群を抜いている。これは、東京都に産業の集積がみられるということを表している。それに対して、東海地域は愛知県が、近畿地域は大阪府、兵庫県が大きな影響力を持っている。しかしながら、平成18年度の県内総生産額で比較すると、東京都は大阪府の2.4倍、兵庫県の4.7倍、愛知県の2.5倍となっており、個々の道府県では東京都には大きく及ばないという状況である。これらのデータにより、東京都はヒト、カネが集まり、その結果、全国的にみても抜きん出ていることが分かる。

表4 地域の区割りにおける県内総生産（名目：10億円）

地域名	平成17年度	平成18年度	増加率(%)
北海道	19,255	18,911	-1.8%
東北地域	32,745	33,432	2.1%
北関東地域	55,531	55,840	0.6%
南関東地域	53,590	54,262	1.3%
北陸地域	21,808	21,490	-1.5%
東海地域	67,361	68,871	2.2%
近畿地域	80,875	81,985	1.4%
中国地域	29,579	30,064	1.6%
四国地域	13,528	13,726	1.5%
九州・沖縄地域	47,767	47,962	0.4%
東京都	91,420	92,277	0.9%
合計	422,039	426,543	1.1%

備考) 内閣府『県民経済計算』より作成。

² 県内総生産とは、県内で生産された新たな付加価値であり、生産活動に使用された原材料などの中間投入は含まれない。

都道府県の財源に余力があるかを示す指標に、財政調整基金の残高が挙げられる。財政調整基金とは、地方自治体が年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金のことである。

地方自治体の財政は、経済の不況などによる大幅な税収減や、災害発生等による思わぬ支出増を余儀なくされることもありうる。このような予期しない収入の減少や想定外の支出増に備え、財源に余裕がある年度に積み立てをしておくことが必要である。しかしながら、実際にはほとんどの道府県にはそのように積み立てる財政的余裕は無く、逆に残高を切り崩して税収の足しにしている道府県も多くみられる。

では、より具体的な数値をみていくことにする。表5は、平成19年度の都道府県の財政調整基金残高を示している。前年度より残高を大きく増加させたのは神奈川県、愛知県、東京都であり、他の道府県は軒並み減少傾向となっている。なかでも東京都は、他の道府県とは比較にならないくらいの高額をもちている。それに対して、茨城県、千葉県、京都府、兵庫県は残高が全く無い状態である。

この財政調整基金残高の規模を、人口ひとりあたりに換算したものが表6である。ひとりあたりに換算してみても、東京都は約 47,000 円と、群を抜いて高額である。第二位の都市をもつ大阪府でも、ひとりあたり約 150 円しか保有していない。ここからも、明らかに、都道府県の財政には大きな格差が横たわっていることが分かる。

表7は、財政調整基金残高の規模を、人口ひとりあたりに換算し、さらにそれを地域の区割りで考察したものである。地域レベルで比較しても、東京都は抜きん出ている。

表5 都道府県の財政調整基金残高（単位：億円）

都道府県名	平成19年度末残高	対前年度末増減	都道府県名	平成19年度末残高	対前年度末増減
北海道	7	2	滋賀県	50	4
青森県	71	-7	京都府	0	0
岩手県	85	4	大阪府	13	0
宮城県	10	-29	兵庫県	0	0
秋田県	87	-1	奈良県	82	-6
山形県	19	3	和歌山県	39	-61
福島県	44	-4	鳥取県	39	0
茨城県	0	0	島根県	47	0
栃木県	83	-104	岡山県	10	10
群馬県	131	-11	広島県	25	-41
埼玉県	66	-2	山口県	91	-7
長野県	47	-95	徳島県	47	-66
千葉県	0	0	香川県	43	-24
神奈川県	125	32	愛媛県	51	-19
山梨県	57	-14	高知県	13	-40
東京都	5,807	1,475	福岡県	48	0
新潟県	36	-29	佐賀県	94	6
富山県	22	0	長崎県	77	0
石川県	88	0	大分県	19	0
福井県	45	-13	熊本県	103	3
岐阜県	88	1	宮城県	97	13
静岡県	32	-74	鹿児島県	87	-14
愛知県	201	200	沖縄県	52	0
三重県	124	-5			

備考) 総務省『平成19年度都道府県決算状況』より作成。

表6 平成19年度のひとり当たり財政調整基金残高 (単位: 円)

都道府県名	ひとり当たり 財政調整基金残高(円)	都道府県名	ひとり当たり 財政調整基金残高(円)
北海道	125	滋賀県	3,645
青森県	4,911	京都府	0
岩手県	6,170	大阪府	150
宮城県	427	兵庫県	0
秋田県	7,606	奈良県	5,753
山形県	1,578	和歌山県	3,701
福島県	2,106	鳥取県	6,428
茨城県	0	島根県	6,359
栃木県	4,137	岡山県	512
群馬県	6,497	広島県	872
埼玉県	937	山口県	7,558
長野県	2,151	徳島県	5,790
千葉県	0	香川県	4,203
神奈川県	1,430	愛媛県	3,446
山梨県	6,510	高知県	1,641
東京都	46,976	福岡県	954
新潟県	1,484	佐賀県	10,822
富山県	1,981	長崎県	5,195
石川県	7,526	大分県	1,560
福井県	5,498	熊本県	5,561
岐阜県	4,190	宮崎県	8,308
静岡県	848	鹿児島県	4,967
愛知県	2,813	沖縄県	3,748
三重県	6,677		

備考) 総務省『平成19年度都道府県決算状況調』及び『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』より作成。

表7 地域の区割りにおける平成19年度のひとり当たり財政調整基金残高 (単位: 円)

地域名	平成19年度人口	ひとり当たり 財政調整基金残高 (円)
北海道	5,600,705	125
東北地域	9,601,110	3,291
北関東地域	16,235,354	2,014
南関東地域	15,674,894	1,161
北陸地域	5,524,088	3,458
東海地域	14,878,484	2,991
近畿地域	20,658,755	891
中国地域	7,368,717	2,877
四国地域	4,106,946	3,750
九州・沖縄地域	14,751,997	3,911
東京都	12,361,736	46,976
合計	126,762,786	6,628

備考) 総務省『平成19年度都道府県決算状況調』及び『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』より作成。

第3節 まとめ

ここまで、東京一極集中の現状について、ヒト、カネの流れを通して考察してきた。それによると、東京都は、人口規模、県内総生産、財政調整基金のいずれでも、その規模が抜きん出ており、このことは東京都の財政を豊かにする要因であることを考察できた。他方で、地方は人口減少に伴う税収の落ち込み、財政調整基金の切り崩しなど、財政運営は苦しい状況が続いていることも明らかになった。

このように、東京都と地方の格差についてはある程度概観をつかむことができた。しかしながら、本章では主に、あらゆる面で東京都の規模が大きいということが把握できたが、地方自治体の衰退について把握するには、もう少し考察の余地があるのではないかと考える。

そのため、次章では、東京都と地方の格差について考察する指標として、行政投資、地方交付税、経常収支比率の3つの指標を用いる。これらのことを通して、地方の財政状況の把握、東京都との格差が存在するという事実を、より詳しく概観することが可能になる。

第2章 地方の衰退の現状

第1節 行政投資

行政投資とは、国や地方自治体が、社会資本を建設及び維持するために行う事業に対する投資、つまり公共事業費の大半を占めている経費のことである。公共事業は、社会資本整備のことであり、道路・港湾など生産向上を目的とするもの、公園・上下水道・学校建設など生活向上を目的とするもの、治山・治水・防災など国土の保全を目的とするものが含まれる。

このような公共性を有する事業は、外部効果をもつ、費用が逡減する財・サービスである、純粋公共財であるといった側面をもつため、民間企業に委ねることは、不可能ないし不適當なものである。また、社会的に需要される量からみて著しく不足する財・サービスが存在するため、国・地方自治体が代わって事業活動を行う必要がある。

表8と**図1**に示したのは、平成11年度から18年度の全国の行政投資額の推移である。平成18年度の行政投資の総額は24兆1,518億円で、前年度(25兆4,691億円)と比べて1兆3,173億円、率にして5.2%の減少となった。この原因としては、対前年度比で国主体の事業(投資額5兆3,097億円)が0.5%増加したのに対し、都道府県主体の事業(同8兆1,960億円)が6.9%、市町村主体の事業(同10兆6,461億円)が6.5%減少したことが挙げられる。

表9に示したのは、平成18年度における都道府県別行政投資額と都道府県別ひとり当たりの行政投資額である。それによると、最高は東京都の2兆2,106億円(構成比9.2%、対前年度比1.2%増)で、以下、北海道1兆6,947億円、大阪府1兆1,642億円、愛知県1兆1,460億円、神奈川県1兆97億円、福岡県9,267億円の順となっている。

東京都は、投資額の規模が大きく、増加しているのに対し、都道府県別の行政投資額の対前年度増減をみると、多くの道府県が減少している。47都道府県のうち、増加したのは、愛知県(対前年度比3.7%増)、静岡県(3.6%増)、東京都(1.2%増)、大分県(0.5%増)

のみである。減少率が大きいところは、香川県（対前年度比23.1%減）、奈良県（17.3%減）、高知県（16.2%減）、兵庫県（15.7%減）、愛媛県（12.0%減）、山梨県（11.9%減）等となっている。ひとり当たりの行政投資額は、全国平均18万9,026円（前年度額19万9,339円、対前年度比5.2%減）となっており、各都道府県によってその額は様々である。

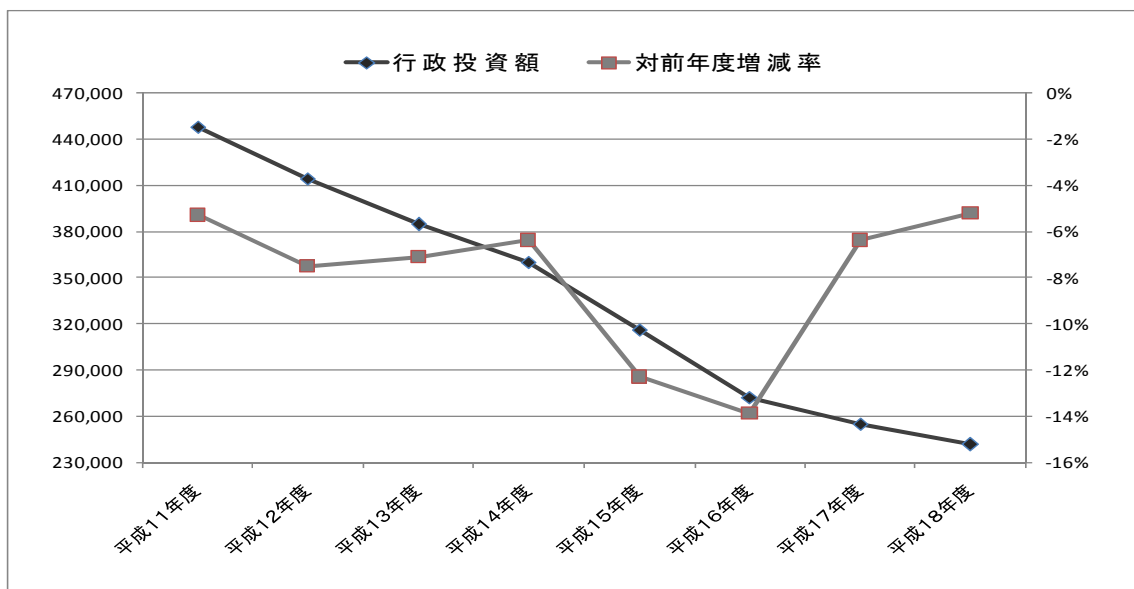
このような結果から、全国の行政投資額は減少傾向にあり、ひとり当たりの行政投資額の高い地方では、地方産業の悪影響につながっていると考察される。また、行政投資額についても各地方自治体間に格差があることも明らかである。

表 8 全国の行政投資額の推移（単位：億円）

年度	行政投資額	対前年度増減率	指数(昭和50年度=100)
平成11年度	447,438	-5.3%	271
平成12年度	413,913	-7.5%	251
平成13年度	384,492	-7.1%	233
平成14年度	360,073	-6.4%	218
平成15年度	315,941	-12.3%	191
平成16年度	272,099	-13.9%	165
平成17年度	254,691	-6.4%	154
平成18年度	241,518	-5.2%	146

備考) 総務省『行政投資実績』より作成。

図 1 全国の行政投資額の推移（単位：億円）



備考) 総務省『行政投資実績』より作成。

表 9 平成 18 年度 都道府県別行政投資額

県名	金額(百万円)	構成比	対前年度比	ひとり当たり投資額	対全国指数	県名	金額(百万円)	構成比	対前年度比	ひとり当たり投資額	対全国指数
北海道	1,694,730	7.0%	94.8%	301,019	158	滋賀県	256,424	1.1%	95.1%	187,802	99
青森県	374,531	1.6%	96.6%	256,503	135	京都府	431,398	1.8%	91.4%	168,093	88
岩手県	351,980	1.5%	92.3%	253,558	133	大阪府	1,164,202	4.8%	97.6%	134,377	71
宮城県	448,523	1.9%	96.0%	191,303	100	兵庫県	917,025	3.8%	84.3%	164,436	86
秋田県	375,948	1.6%	95.0%	325,114	171	奈良県	235,490	1.0%	82.7%	164,636	86
山形県	301,538	1.2%	91.5%	248,760	131	和歌山県	250,943	1.0%	93.1%	236,391	124
福島県	428,242	1.8%	98.4%	203,842	107	鳥取県	217,930	0.9%	96.1%	357,008	187
茨城県	486,692	2.0%	95.2%	162,853	85	島根県	318,248	1.3%	91.2%	427,364	224
栃木県	367,282	1.5%	98.9%	182,773	96	岡山県	341,812	1.4%	92.1%	174,847	92
群馬県	312,661	1.3%	96.5%	154,780	81	広島県	523,420	2.2%	92.4%	182,319	96
埼玉県	743,758	3.1%	97.1%	105,950	56	山口県	326,301	1.4%	91.0%	269,189	141
長野県	440,776	1.8%	94.2%	201,187	106	徳島県	255,446	1.1%	89.1%	312,923	164
千葉県	644,296	2.7%	90.7%	106,748	56	香川県	165,565	0.7%	76.9%	161,356	85
神奈川県	1,009,688	4.2%	95.9%	116,145	61	愛媛県	307,527	1.3%	88.0%	206,818	109
山梨県	235,141	1.0%	88.1%	267,437	140	高知県	221,941	0.9%	83.8%	277,731	146
東京都	2,210,601	9.2%	101.2%	180,114	95	福岡県	926,703	3.8%	94.9%	184,308	97
新潟県	852,890	3.5%	96.1%	349,763	184	佐賀県	236,569	1.0%	94.6%	271,201	142
富山県	294,419	1.2%	90.8%	264,121	139	長崎県	326,269	1.4%	94.2%	218,258	115
石川県	295,285	1.2%	89.9%	252,142	132	大分県	301,243	1.2%	100.5%	246,574	129
福井県	286,361	1.2%	92.5%	348,764	183	熊本県	404,761	1.7%	98.0%	217,786	114
岐阜県	462,057	1.9%	92.6%	219,503	115	宮崎県	340,933	1.4%	98.9%	290,799	153
静岡県	646,439	2.7%	103.6%	171,201	90	鹿児島県	486,160	2.0%	99.5%	276,282	145
愛知県	1,146,026	4.7%	103.7%	161,263	85	沖縄県	407,444	1.7%	94.5%	294,860	155
三重県	378,201	1.6%	89.4%	203,612	107	全国	24,151,818	100%	94.8%	190,520	100

備考) 総務省『行政投資実績』より作成。

第2節 地方交付税

地方交付税は、本来は地方自治体の税収入とすべきであるが、自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」という性格をもっている。

地方交付税は使途が制限されていない一般財源であり、この点が他の補助金とは違う。地方交付税には2種類あり、財源不足等を補うものが「普通交付税」（交付税総額の94%）、災害等の復旧の際に交付されるのが「特別交付税」である。本稿では主に普通交付税についてみていく。

地方交付税額の算出の方法は、国税五税「所得税（32%）、法人税（35.8%）、消費税（29.5%）、酒税（32%）、たばこ税（25%）」の税収に交付税率（かっこ内の数字）をかけたものとなり、そこから算出される総額を、それぞれの地方自治体の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額をもとに配分する。

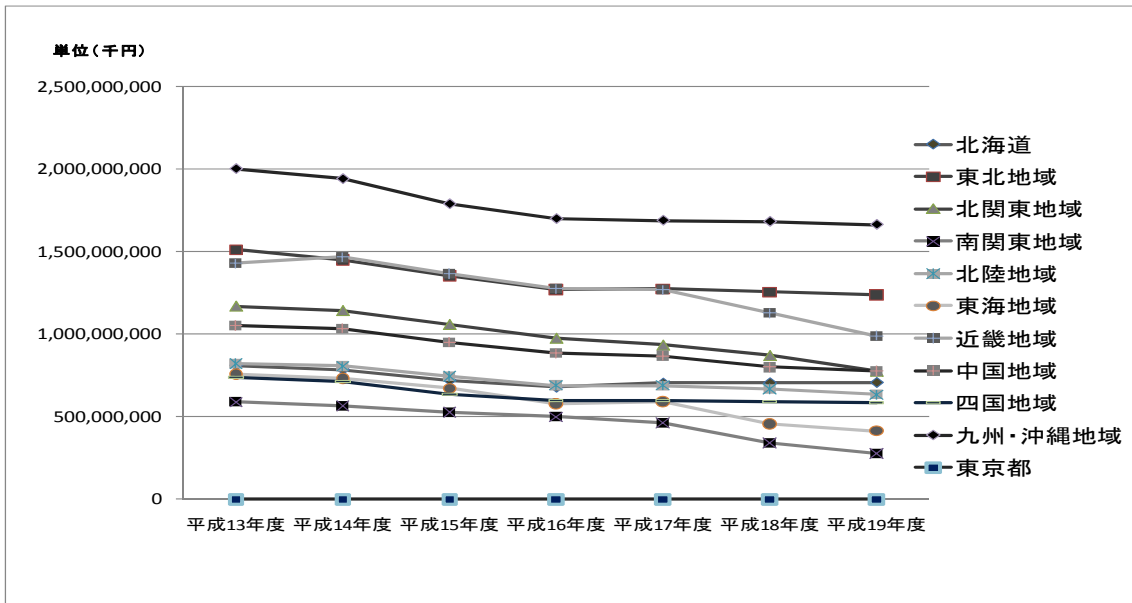
表10と図2に示したものが、平成13年度から平成19年度の地方交付税の推移である。これらによると、地方交付税は年々減少傾向にあり、このことも地方財政が圧迫されている原因のひとつと考えられる。ちなみに、東京都は不交付団体であるので、他府県のように地方交付税が削減されても影響を受けることはない。

表10 地域の区割りにおける地方交付税の推移（単位：千円）

地域名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
北海道	811,383,823	786,393,079	721,095,301	678,821,207	703,726,349	705,610,069	707,559,274
東北地域	1,512,209,864	1,450,256,329	1,353,024,885	1,269,411,248	1,274,633,452	1,255,302,349	1,237,568,044
北関東地域	1,169,927,792	1,143,122,349	1,058,998,258	976,072,018	934,558,693	871,639,846	776,732,346
南関東地域	588,999,264	564,954,099	528,019,174	499,668,998	462,221,812	342,144,483	277,451,428
北陸地域	820,954,326	806,706,689	745,370,756	690,174,205	688,458,927	668,020,095	634,307,499
東海地域	756,617,508	732,061,949	671,732,254	579,155,316	591,274,325	456,698,384	413,107,651
近畿地域	1,428,452,572	1,466,201,271	1,365,788,706	1,275,319,205	1,268,468,666	1,127,862,478	989,664,319
中国地域	1,053,152,362	1,035,199,211	951,201,984	884,335,017	869,010,413	799,509,519	777,469,463
四国地域	737,213,759	712,816,003	633,984,759	596,105,847	598,731,345	589,399,809	583,476,296
九州・沖縄地域	2,003,206,132	1,941,740,371	1,788,579,348	1,698,239,053	1,688,129,912	1,681,204,272	1,662,954,747
東京都	0	0	0	0	0	0	0
合計	10,882,117,402	10,639,451,350	9,817,795,425	9,147,302,114	9,079,213,894	8,497,391,304	8,060,291,067
合計の増減率		-2.23%	-7.72%	-6.83%	-0.74%	-6.41%	-5.14%

備考) 総務省『決算カード』より作成。

図2 地域の区割りにおける地方交付税の推移（単位：千円）



備考) 総務省『決算カード』より作成。

第3節 経常収支比率

経常収支比率とは、用途が特定されていない一般財源のうち、地方税や地方交付税など、毎年確保できる見込みのある経常一般財源が、毎年支出しなければならない経常経費（人件費など）にどの程度あてられるか、その割合を表す指標である。すなわち、下記の式で求められる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源計}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

本稿では、地方自治体の財政指標のうち、この経常収支比率に注目する。その他にも平成19年度に公布された地方公共団体財政健全化法により示された4つの健全化指標がある。しかし、その指標は平成19年度からの利用となり、データ量が非常に少ない。

それに対して経常収支比率は、現在、総務省のホームページに『決算カード』が平成13年分から公開されていることから、長期的なデータの分析が可能である。また、地方自治

体の財政状況によらず必要額が交付されるといった国庫支出金などを除いた、一般財源等に
着目することによって、地方自治体独自の財政運営の力量をはかることができる。

なお、本稿では星野（2008）を先行研究とする。星野（2008）は、都道府県を中心とした地
方自治体の財政の現状を、経常一般財源等（分母）と経常経費充当一般財源（分子）の伸び
と内訳の変動や関連性を調べている。特に収支格差に重点を置き、経常収支比率を要因分解
している。

星野（2008）は、財政力の高い地方自治体では経常収支比率が低い一方で、近年、財政力の
低い地方自治体においても人件費や公債費の増大といった要因で経常経費の増加圧力が働
いていると述べている。しかし、経常収支比率を用いた現状分析のみに留まり、歴史的な経
緯を追っておらず、歳入が地方財政や経常収支比率におよぼす影響について分析しておら
ず、改革案を提示することまでは行っていない。

それに対して本稿は、平成 13 年度以降の都道府県のデータを用い、経常収支比率の歳入
の項目別分析を踏まえて、現状分析のみにとどまらず、シミュレーション分析を実施するこ
とで改革案を提示する。これより、都道府県の財政状況の現状を踏まえつつ、東京都と地方
の格差の是正、財政再建、そして地方自治体の自立に向けた政策提言を行う。

具体的には、本稿では、各都道府県の『決算カード』のデータを 7 年分にわたって入力す
ることで、地方自治体の財政の現状把握を行った。なお、『決算カード』とは、各年度に実
施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳
出決算額、各種財政指標等の状況について、地方自治体ごとに 1 枚のカードに取りまとめた
ものである。

表 11、図 3 によって、地方自治体の経常収支比率の現状を読み取ることができる。それ
によると、平成 15 年度の東京都の経常収支比率は全国的にみても決して良い数値である
とはいえない。しかし、その後は年々改善しており、特に平成 19 年度では、他の地域が悪化
するなか、唯一大幅な改善をしている。それに対して、特に近畿地域は経常収支比率が 100%
を超えるなど、非常に厳しい財政状態である。

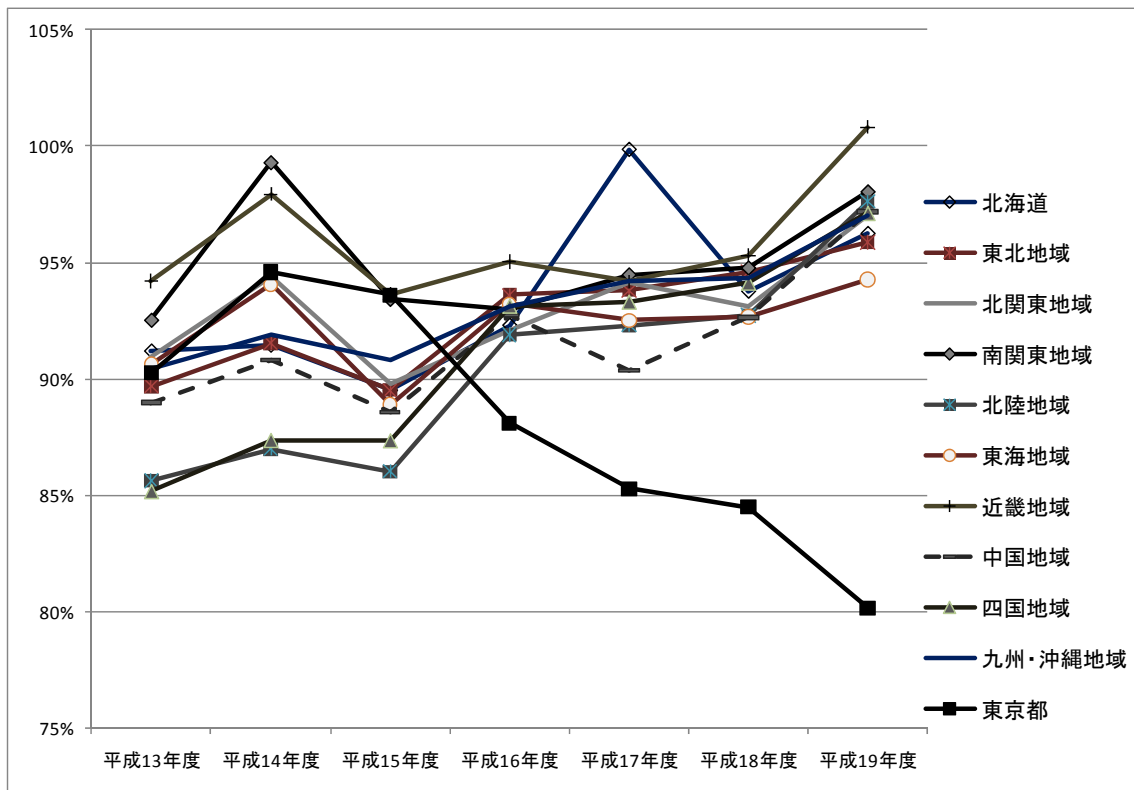
一般的に、経常収支比率は、都道府県単位では 75%~80% の水準であることが望ましい
とされている。これにより、東京都を除く地方自治体の財政状態の厳しさ、そして、東京都
の財政的豊かさを再認識できる。

表 11 地域の区割りにおける経常収支比率の推移

地域名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
北海道	91.20%	91.45%	89.51%	92.31%	99.87%	93.77%	96.25%
東北地域	89.69%	91.53%	89.52%	93.61%	93.81%	94.59%	95.86%
北関東地域	90.94%	94.42%	89.79%	92.08%	94.14%	93.13%	97.01%
南関東地域	92.52%	99.31%	93.42%	93.01%	94.48%	94.77%	98.05%
北陸地域	85.62%	86.99%	86.03%	91.91%	92.31%	92.72%	97.61%
東海地域	90.62%	94.06%	88.90%	93.22%	92.52%	92.67%	94.26%
近畿地域	94.20%	97.94%	93.66%	95.03%	94.17%	95.32%	100.81%
中国地域	88.98%	90.81%	88.58%	92.73%	90.36%	92.66%	97.18%
四国地域	85.16%	87.36%	87.34%	93.14%	93.31%	94.12%	97.12%
九州・沖縄地域	90.43%	91.88%	90.83%	93.14%	94.18%	94.32%	97.01%
東京都	90.26%	94.59%	93.60%	88.11%	85.30%	84.49%	80.16%

備考) 総務省『決算カード』より作成。

図 3 地域の区割りにおける経常収支比率の推移



備考) 総務省『決算カード』より作成。

第4節 まとめ

第1章と第2章で確認したように、東京都にはヒト・カネが集約しており、その結果、全国的に見ても抜きん出ている。またその一方で、地方自治体間の財政には大きな格差があり、地方は財政状況が年々悪化傾向にある。つまり、東京都と地方の格差は拡大しているということである。

確かに、資本主義経済において、格差が存在するのは当然である。しかしながら、地方自治体には住民に対する機会の均等、ナショナル・ミニマムを保障することが求められているなかで、財政における格差はより小さい方が望ましい。では、東京一極集中の現状を改善し、地方も東京とともに同じ財政状況を確保する必要があるのではないだろうか。

こういった東京都の一極集中、それに伴う東京都と地方自治体の格差を踏まえた上で、地方自治体の財政悪化を防ぎ、東京都と地方の格差是正はどのようになされるべきかについて考察していきたい。

しかし、その前に、このような現状があるなかで、政府はいったいどのような措置をとっていたのかという疑問が生じる。そのため、次章では、近年の政府の財政政策にどのような動きがあったのかについて論じていく。

第3章 政府の財政政策

第1節 地方分権の推進

過去から現在までの地方財政の動きを抑えるには、ここ数年の地方財政に関する制度の変遷を概観していく必要がある。地方分権を推進していくために、政府は平成 11 年に地方分権一括法を制定した。地方分権一括法とは地方分権の推進を図るための法律整備等に関する法律である。この法律に基づいて、国と地方の立場や仕事（事務）の役割分担が見直された。これにより、地方分権化が進んでいくことになる。

特に、三位一体改革や平成の大合併が目玉として推進された。そして、これらの改革を受けて、平成 18 年に地方分権改革推進法が制定された。地方分権改革推進法とは、平成 19 年に施行され、国から地方への権限の委譲・税源の移譲、地方交付税・補助金・国庫支出金の見直しを実施し、地方分権を推進することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする法律である。

しかし、時期を同じくして北海道夕張市の財政破綻が発表され、地方財政の悪化の現状も露呈した形となっている。

結果として、政府主導で地方分権が進められようとするなかで、財政的に問題がある地方が実際に存在することも明らかになった。財政格差や財政悪化といった問題を抱えた状態で地方分権を進めていいのだろうか。現状の地方分権政策に黄信号が灯りつつある。

このような情勢のなか、平成 21 年、民主党鳩山政権が発足した。鳩山政権は地域主権をマニフェストに明文化し、具体的な目標として地方の自主財源確保等を掲げたことにより、分権化の流れはより加速していくことになると予想される。

そこで、以下では、地方分権化の流れのなかで実施された政策のうち、特に大きな変化をもたらした、平成の大合併、三位一体改革、そして地方財政健全化法について、より詳しくみていくことで地方財政、地方分権の現在の流れを把握する。

第2節 三位一体の改革

三位一体の改革とは、国庫支出金を減らす、税源を地方に移譲する、地方交付税を見直す、という、以上3点を同時に行いながら地方分権を進めていく改革であった。メリットとして、国の地方支配が緩和されることにより、地方の自主性が高まる点や税収と支出の因果関係が明確になる点などが挙げられる。デメリットとしては、元々財政基盤が小さい地方自治体の財政はますます悪くなる恐れがあり、地方の財政能力が一層不均衡になる点や施策の全国統一性が失われる点などが挙げられる。

そもそも、地方自治体の財源は住民税や固定資産税などの地方税である。しかしながら、この地方税だけでは歳出額を補うことができないため、国から与えられる資金が二種類ある。それが国庫支出金と地方交付税である。

国庫支出金は、地方自治体が行う特定の行政に対して、国がそれに要する経費の全額、もしくは一部を負担するものである。地方交付税は、各地方自治体の公共サービスに格差が生じないように、国が各地方自治体の財源不足を埋め、それらの財政力の差を解消するためのものである。それぞれは、使途が特定されているかいないかの点が主に異なっている。

では、どういった点が問題なのか。国庫支出金の場合は、中央官庁や政治家の裁量や事情により地方の事業ができるかどうかが決まってしまう側面があるので、国庫支出金により国のコントロールが強く地方に働いてしまう傾向にある。一方、地方交付税の場合は、地方が自主財源確保のための努力をしなくなるといわれている。地方交付税という形で使途が自由な資金が自動的に入ってくるので、これでは地方自治体が努力しないという議論である。

しかしながら、これらの財源をただ単に削っただけでは、各自治体は財源が足りず、財政運営が困難になるので、税源移譲は欠かすことができないのである。

実際のところ、三位一体改革の成果はなかなか現れていない。国庫支出金を与える権限を持つ中央官庁などは、地方へのコントロール権を残したままにしておくために、この改革に反対しているようである。複雑な計算式で算出される地方交付税においても、意図的にこの格差是正の指標を操作することで、総務省は地方をコントロールしてきたといわれている。つまり、これは使途が自由なはずの資金が操作されていたことになる。その結果、総務省も同様にこの権限を残しておきたいために改革に反対していると思われる。どの官庁も三位一体改革には消極的であり、地方分権もなかなか進まない状況にあった。

第3節 平成の大合併

不況といわれる経済状況下で、現行の財政運営のシステムのまま進んでいくなれば、地方自治の推進、少子高齢化の進行、広域的な行政需要の拡大、構造改革の推進などにより、多くの市町村が経済的に困難に陥り、破綻してしまう恐れがあった。

そこで、平成 11 年から、政府主導で全国規模の市町村合併を促進した。行財政基盤の強化を行うことにより、地方分権を推進させることを目的とするのが、平成の大合併である。

市町村合併のメリットとして、住民の利便性の向上、広域的なまちづくり、サービスの高度化・多様化、行財政の効率化、議員数の削減(職員・議員の人件費削減)が挙げられる。しかし、同時に中心部と周辺地域の格差が拡大し、端々の地域がすたれる恐れがある。また、大きな市と小さな町村が合併する場合、小さな町村の意見は通らなくなると考えられる。さらに、町村から市へ移行する場合、公共料金の上昇などにより、住民への負担が増加するという問題も発生する。

平成の大合併が行われ、平成 11 年 3 月時点で 3,232 あった自治体は、平成 21 年 5 月時点で 1,776 と、10 年で半分近くまで減少した。しかし、その背景には、効率的ではない自治体を次々と廃止するというものがあった。これは地域・地方を見捨てることにもつながりかねず、地域格差を生み出し、元々そこにあるべき機関や財を都市へ集中させる原因のひとつにもなった。

第4節 地方公共団体財政健全化法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以後、自治体財政健全化法と呼ぶ)が平成 19 年度に制定されたが、その発端となったのは夕張ショックである。夕張ショックは、従来破綻しないとされてきた地方財政が破綻するという衝撃的な出来事であった。

夕張市は、平成 2 年、炭鉱が完全に閉山し、事業の方向転換を強いられる形になった。そこで、夕張市は景気対策としてハコモノや観光地開発に投資を繰り返したが、その結果、借金が増える形になった。しかし、夕張市はその借金を粉飾決算でごまかし、633 億円もの赤字を抱えて財政が破綻した。現在は、財政再建団体として総務省の指導のもと再建を図っている。

夕張ショックをうけて、国は自治体財政健全化法を制定した。この法律は、地方自治体のすべての会計の収支の状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費

の大きさなどを算定し、その団体の財政状況に関する情報を広く開示することを目的としている。

なお、4つの指標のうち、いずれか1つでも一定の基準以上となった場合は、財政健全化計画等を定めて早期の健全化に取り組まなければならない。ここで、4つの指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率である。前澤(2009)は、自治体再建の例として福岡県田川郡旧赤池町を取り上げ、自治体財政健全化法、地方財政再建制度の効果と限界について論じている。

夕張市は、準用再建団体である。準用再建団体は、総務大臣の承認を受けた「財政再建計画」に基づいて予算編成が実施される。地方債の発行の制限が解除されるので、自主再建団体に比べて、事業展開に対する実質的な制約が少ない、特別交付税の交付など国からの財政上の優遇措置も受けられる、継続的な行政サービスの提供という利点がある。この3つの面から、地方再建団体は、自主再建ではなく準用再建の方式を選択せざるを得ない。

また、財政再建団体になった場合、市独自で実施してきた施策はストップ、市民負担の増加(手数料・使用料の値上げ)、都市基盤整備のストップ(地方債の制限のため資金が足りない)、債権者への支払いや市民に対する給付への影響、給与の減額、などの影響がある。

第5節 まとめ

以上のように、政府が様々な政策を実施した結果、地方分権は一応進んだように見える。しかし、地方分権推進を急ぐあまり、政府は地方自治体間の財政格差是正をあまり重要視していなかった事実が浮き彫りになっている。その結果、地方自治体の財政格差が拡大した。このように、地方自治体間で財政力に差が存在する状況下で地方分権が進んでいくのは果たして良いのだろうか。個々の地方自治体が自立して運営していくための財政力を保有して初めて、分権が実施可能ではないだろうか。

以上のことを次章の分析によって考察していく。そのために、まず初めに、地方分権改革でよく指摘される税源移譲と地方交付税に仕組みについて確認していく。

第4章 分析

第1節 はじめに

地方分権改革では、税源移譲が不可欠だとよく指摘される。三位一体で行われた税源移譲とは、国税を地方税に付け替えることを指す。すなわち、納税者（国民）が国へ納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことである。この税源移譲は、地方自治体にとって地方税を増やすことになるため、おおむね歓迎される政策である。

税源移譲においては、特別会計に計上されている税を、一般会計に計上するといった国税間の税源移譲も行われるが、本稿における税源移譲とは国税の税源を地方の税源へと移すという、三位一体改革と同じスタンスをとることにする。

三位一体改革では、税源移譲の内訳として、所得税の減税と個人住民税の増税を同時に実施した。加えて、補助金や国庫負担金の見直しなどにより、地方が個人住民税に上乗せする形での実施となった。これにより、国から地方へ3兆円の税源移譲が実現することとなった。

しかしながら、国から地方への税源移譲は、一部の地方自治体にとっては自主・自立性の確保に有効であるが、小規模の税源しか持たない多くの地方自治体にとっては、税収増にはほとんどつながらず、地方自治体間の財政格差が拡大した。では、どのような税源移譲が地方自治体の自立のためになり、地方自治体間の財政格差是正につながるのかについて検討していく。

また本稿では各地方自治体の標準的な必要歳出額を表す指標として基準財政需要額を用いている。基準財政需要額は、地方自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額であり、現実

に必要とする経費の額を算定するものではなく、客観的にみて、あるべき財政需要額を算定するものである。

次節以降では、税源移譲と地方交付税システムに基づいた新たな制度について、計量的に分析する。

第2節 シミュレーション分析 I : 税源移譲①

まず、全国の地方税の収入を合計し、都道府県ごとの構成比に応じて、5,000億円、1兆円、1兆5,000億円のそれぞれの額を都道府県に振り分ける税源移譲についてシミュレーションを行った。ここで注目するのは、このような税源移譲がなされたら、経常収支比率にはどのような変化があるのか、また、その変化はどのくらいなのか、さらには、東京都と地方の格差はどのようになるのかということである。なお、地方自治体間の財政格差を表す指標として、経常収支比率の変動係数を用いる。

分析結果は、**表 12** に示した。それによると、税源移譲で地方税を増やせば、全国的に経常収支比率は回復する。しかしながら、その回復の度合いは全国一律ではない。すなわち、税源が集中している東京都の経常収支比率は急激に改善されるのに対し、税源のあまり大きくない地方では、それほど大きな改善はみられない。

この動きを、各都道府県の経常収支比率の変動係数を算出することで考察する。税源移譲によって、経常収支比率の変動係数は悪化し、つまり格差は拡大してしまう。このことは、税源移譲の規模が5,000億円、1兆円、1兆5,000億円の全てに当てはまる。すなわち、税源移譲は、法人課税など地方税の税源の多い都市部の財政力を相対的に高め、格差を拡大させるのである。

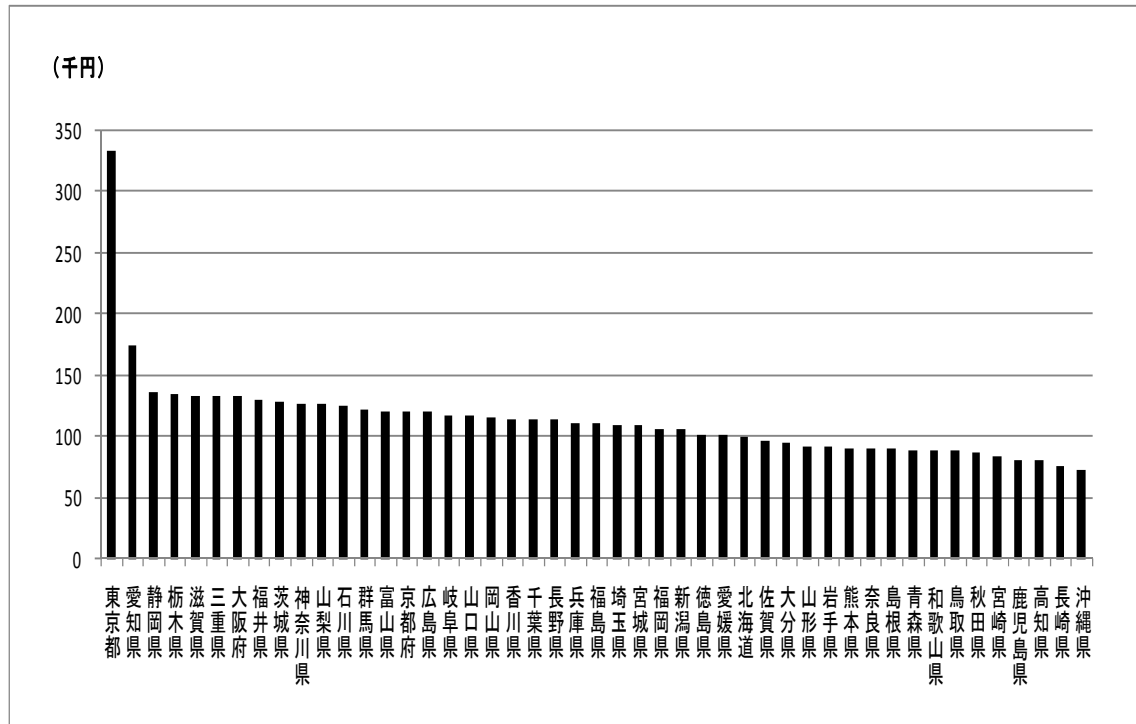
図 4 には、平成 19 年度の都道府県のひとり当たりの地方税を記載した。東京都のひとり当たり地方税は 33 万 3,108 円であるのに対し、沖縄県は 7 万 2,297 円であり、約 4.6 倍の格差がある。地方と東京の地方税の格差はかなり大きいものになっており、地方税の税源移譲が地方自治体間の財政格差を拡大させる可能性が示唆されるのである。

表 12 税源移譲 (5,000 億円、1 兆円、1 兆 5,000 億円のケース)

地域名	平成19年度	5000億円		1兆円		1兆5000億円	
	経常収支比率	経常収支比率	改善幅	経常収支比率	改善幅	経常収支比率	改善幅
北海道	96.25%	95.15%	1.10%	94.07%	2.18%	93.01%	3.24%
東北地域	96.77%	93.84%	2.93%	91.08%	5.69%	88.49%	8.28%
北関東地域	97.01%	95.06%	1.95%	93.19%	3.82%	92.39%	4.62%
南関東地域	98.05%	95.84%	2.21%	93.73%	4.32%	92.71%	5.34%
北陸地域	97.61%	96.34%	1.27%	95.11%	2.50%	93.90%	3.71%
東海地域	94.26%	91.77%	2.49%	90.24%	4.02%	88.36%	5.90%
近畿地域	100.81%	97.09%	3.72%	95.54%	5.27%	94.04%	6.77%
中国地域	97.18%	95.85%	1.33%	94.56%	2.62%	93.30%	3.88%
四国地域	97.12%	96.06%	1.06%	95.04%	2.08%	94.05%	3.07%
九州・沖縄地域	97.01%	95.87%	1.14%	94.76%	2.25%	93.68%	3.33%
東京都	80.16%	77.98%	2.18%	75.92%	4.24%	73.96%	6.20%
平均	96.68%	95.04%	1.64%	93.47%	3.21%	91.96%	4.72%
変動係数	3.63%	3.72%		4.00%		4.40%	
改善率		-2.53%		-9.32%		-17.57%	

備考) 総務省『決算カード』より作成。

図 4 都道府県のひとり当たり地方税 (平成 19 年度)



備考) 総務省『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』及び、『決算カード』より作成。

第3節 シミュレーション分析Ⅱ：税源移譲②

先のシミュレーションⅠでは、地方税全体をみて、その構成比に応じて、移譲する額を決定していた。それに対して、シミュレーションⅡでは、地方税の内訳を利用し、地方自治体ごとの構成比によって、税源移譲の額に変化を与えるとどうなるかについて考察する。

より具体的に説明すると、シミュレーションⅡでは、税源移譲を行う対象として、地方税の内訳から、事業税（法人分）、道府県民税（所得割）、地方消費税の3項目を考える。3項目それぞれの合計値から各都道府県の構成割合を算出し、経常収支比率と変動係数の変化を考察する方法をとる。ここでは、特に東京都の財政状態の変化に着目して論じていくことにする。

なお、**表 13** は、これら地方税の税目について、都道府県別にまとめたものである。この表により、東京都の構成比は他とは比べものにならないほど大きく、ここからも東京一極集中の現状を知ることができる。しかし、構成比は税目ごとに違いがある。

事業税（法人分）、道府県民税（所得割）、地方消費税の税目において共通することは、5,000 億円、1 兆円、1 兆 5,000 億円の税源移譲それぞれにおいて、経常収支比率の改善がみられるということである。しかし、それぞれ改善の度合いが全国一律ではなく、税目ごとの特徴があることが分かる。以下では、それらについて述べていく。

第一に、事業税（法人分）である。5,000 億円、1 兆円、1 兆 5,000 億円において、都市部、特に東京都は税源が集中するために改善の度合いが大きくなり、逆に地方では都市部に比べ、それほど大きくない。また、変動係数に関しては、他の2項目に比べて大きく悪化する。

では、5,000 億円より税源移譲の額を少なくすればどうか。**表 14** に示したように、たとえ額を1,000 億円にしたとしても、変動係数の悪化は避けられないと考察される。東京都の構成比は全体の4分の1以上であり、相対的に税収額は大きなものになり、経常収支比率は大幅に改善する。結果として、経常収支比率は、企業数の多い都市部では大きく改善し、地方ではあまり改善がみられないため、相対的に格差は拡大する。

第二に、道府県民税（所得割）である。5,000 億円、1 兆円、1 兆 5,000 億円といった税源移譲の規模が大きくなるにつれて、経常収支比率の改善はみられるものの、変動係数については悪化してしまう。ただし、変動係数の悪化は、事業税（法人分）に比べて小さいものであり、**表 15** に示したように、税源移譲の額が4,500 億円の段階では逆に改善がみられる。このことから、変動係数の悪化につながらない4,500 億円までなら、税源移譲を行うことは可能であると考察される。

第三に、地方消費税である。**表 13** より、東京都は、地方税の税目のなかで、全体の構成比が最も低いことを読み取ることができる。そのため、たとえ地方交付税の税源移譲が行われたとしても、東京都の経常収支比率は他の税目の税源移譲に比べ、改善の度合いは小さい。さらに、税源移譲額が 5,000 億円の時の変動係数については、事業税（法人分）とは違い、ごく僅か悪化するに留まる。

また、**表 16** に示したように、変動係数は、税源移譲の額が 4,000 億円の段階では改善がみられる。これらのことから、地方消費税に関しても、税源移譲を行っても、変動係数の悪化を起ささないことは可能であるということが分かる。

以上、3つの税目の税源移譲について考察してきた。事業税（法人分）は都市部に税源が集中してしまうため、いくら税源移譲額が小さくても、変動係数の悪化を止めることはできない。しかしながら、道府県民税（所得割）、地方消費税について、変動係数は悪化せず、つまりは格差の拡大につながらない範囲で税源移譲を行う余地があると分かった。**図 5**には、上記のことをグラフで示した。

以上の分析を踏まえて、本稿では、変動係数が悪化しない範囲で税源移譲を行う政策を検討する。

では、これら道府県民税（所得割）、地方消費税をそれぞれ税源移譲するのか、どちらか一方を税源移譲するのか、その額はどのくらいの規模なのかということを、以下では考察していく。

まず、平成 19 年度に比べ、変動係数が悪化しない場合、具体的には、道府県民税（所得割）では 4,500 億円、地方消費税では 4,000 億円の場合、それぞれを同時に税源移譲するとどうなるのかを分析してみた。つまり、合計 8,500 億円の税源を移譲するとどうなるかということである。分析結果は、**表 17 の①**である。それによると、経常収支比率は大幅に改善するものの、変動係数は悪化する、つまり格差は拡大してしまうというものであった。

次に、道府県民税（所得割）で 2,500 億円、地方消費税で 2,000 億円の場合、それぞれが、平成 19 年度に比べ、変動係数の改善幅が最大であったが、これら 2つの税目を移譲額として税源移譲する場合を考察する。

結果として、**表 17 の②**で示したように、変動係数を悪化させることなく、4,500 億円の税源移譲を行うことが可能であると分かった。これら 2つの税目の税源移譲は、額としては、道府県民税（所得割）の 4,500 億円と同額であり、後者の方が変動係数の改善幅はほんのわずかなが大きい。しかしながら、経常収支比率の改善は前者の方がわずかながら大きいということ、税源移譲によって、東京都が受ける税額が、前者の方が小さいこと、全額に占める

東京都の割合が前者の方が小さいという理由から、前者の道府県民税（所得割）2,500 億円、地方消費税 2,000 億円の同時の税源移譲が望ましいという結論に至った。

表 13 平成 19 年度 地方税の内訳における各項目の構成比

(単位:千円 %)	構成比		
	道府県民税(所得割)	事業税(法人分)	地方消費税
北海道	3.32%	2.25%	4.69%
青森県	0.68%	0.54%	1.10%
岩手県	0.68%	0.53%	1.02%
宮城県	1.49%	1.30%	1.85%
秋田県	0.53%	0.43%	0.84%
山形県	0.63%	0.48%	0.89%
福島県	1.14%	1.28%	1.54%
茨城県	2.09%	2.16%	2.23%
栃木県	1.41%	1.51%	1.56%
群馬県	1.35%	1.30%	1.57%
埼玉県	6.16%	3.34%	4.59%
千葉県	5.48%	3.09%	4.30%
東京都	16.18%	25.86%	13.10%
神奈川県	9.39%	5.85%	6.55%
新潟県	1.44%	1.37%	1.86%
富山県	0.79%	0.69%	0.86%
石川県	0.82%	0.79%	0.93%
福井県	0.56%	0.66%	0.64%
山梨県	0.58%	0.68%	0.70%
長野県	1.42%	1.30%	1.79%
岐阜県	1.48%	1.26%	1.60%
静岡県	3.04%	3.33%	3.09%
愛知県	6.75%	9.33%	6.00%
三重県	1.36%	1.42%	1.33%
滋賀県	1.05%	1.14%	0.91%
京都府	1.94%	2.02%	2.08%
大阪府	6.66%	8.24%	7.27%
兵庫県	4.43%	3.31%	4.04%
奈良県	1.09%	0.47%	0.84%
和歌山県	0.59%	0.45%	0.69%
鳥取県	0.32%	0.22%	0.47%
島根県	0.40%	0.31%	0.56%
岡山県	1.26%	1.27%	1.42%
広島県	2.11%	2.05%	2.17%
山口県	0.95%	1.03%	1.08%
徳島県	0.47%	0.43%	0.59%
香川県	0.67%	0.62%	0.83%
愛媛県	0.82%	0.86%	1.06%
高知県	0.41%	0.25%	0.59%
福岡県	3.27%	2.95%	3.87%
佐賀県	0.44%	0.39%	0.62%
長崎県	0.74%	0.46%	1.08%
熊本県	0.95%	0.78%	1.38%
大分県	0.66%	0.58%	0.93%
宮崎県	0.56%	0.39%	0.84%
鹿児島県	0.85%	0.60%	1.25%
沖縄県	0.60%	0.44%	0.81%
合計	100%	100%	100%

備考) 総務省『決算カード』より作成。

表 14 事業税（法人分）についての税源移譲の分析結果

	経常収支比率	変動係数	変動係数の改善率
平成19年度	96.68%	3.63%	
1,000億円	96.38%	3.64%	-0.36%
2,000億円	96.08%	3.66%	-0.88%
2,500億円	95.94%	3.67%	-1.21%
3,000億円	95.79%	3.68%	-1.57%
3,500億円	95.65%	3.70%	-1.97%
4,000億円	95.50%	3.72%	-2.40%
4,500億円	95.36%	3.73%	-2.86%
5,000億円	95.21%	3.75%	-3.35%
5,500億円	95.07%	3.77%	-3.87%
6,000億円	94.93%	3.79%	-4.42%
6,500億円	94.79%	3.82%	-4.99%
7,000億円	94.65%	3.84%	-5.58%
1兆円	93.81%	4.01%	-9.50%
1兆5,000億円	92.45%	4.35%	-16.71%

表 15 道府県民税（所得割）についての税源移譲の分析結果

	経常収支比率	変動係数	変動係数の改善率
平成19年度	96.68%	3.63%	
1,000億円	96.32%	3.60%	0.62%
2,000億円	95.98%	3.59%	0.92%
2,500億円	95.80%	3.59%	0.95%
3,000億円	95.63%	3.59%	0.90%
3,500億円	95.46%	3.60%	0.77%
4,000億円	95.29%	3.61%	0.58%
4,500億円	95.12%	3.62%	0.30%
5,000億円	94.96%	3.63%	-0.03%
5,500億円	94.79%	3.64%	-0.44%
6,000億円	94.62%	3.66%	-0.90%
6,500億円	94.45%	3.68%	-1.42%
7,000億円	94.29%	3.70%	-2.00%
1兆円	93.31%	3.87%	-6.33%
1兆5,000億円	91.74%	4.28%	-15.28%

表 16 地方消費税についての税源移譲の分析結果

	経常収支比率	変動係数	変動係数の改善率
平成19年度	96.68%	3.63%	
1,000億円	96.27%	3.60%	0.83%
2,000億円	95.86%	3.59%	1.12%
2,500億円	95.67%	3.59%	1.06%
3,000億円	95.47%	3.59%	0.88%
3,500億円	95.27%	3.61%	0.58%
4,000億円	95.07%	3.62%	0.17%
4,500億円	94.88%	3.64%	-0.35%
5,000億円	94.69%	3.66%	-0.97%
5,500億円	94.49%	3.69%	-1.67%
6,000億円	94.30%	3.72%	-2.46%
6,500億円	94.11%	3.75%	-3.31%
7,000億円	93.92%	3.79%	-4.23%
1兆円	92.80%	4.05%	-10.57%
1兆5,000億円	91.02%	4.64%	-21.80%

図 5 税源移譲対象の税目の経常収支比率の変動係数改善率

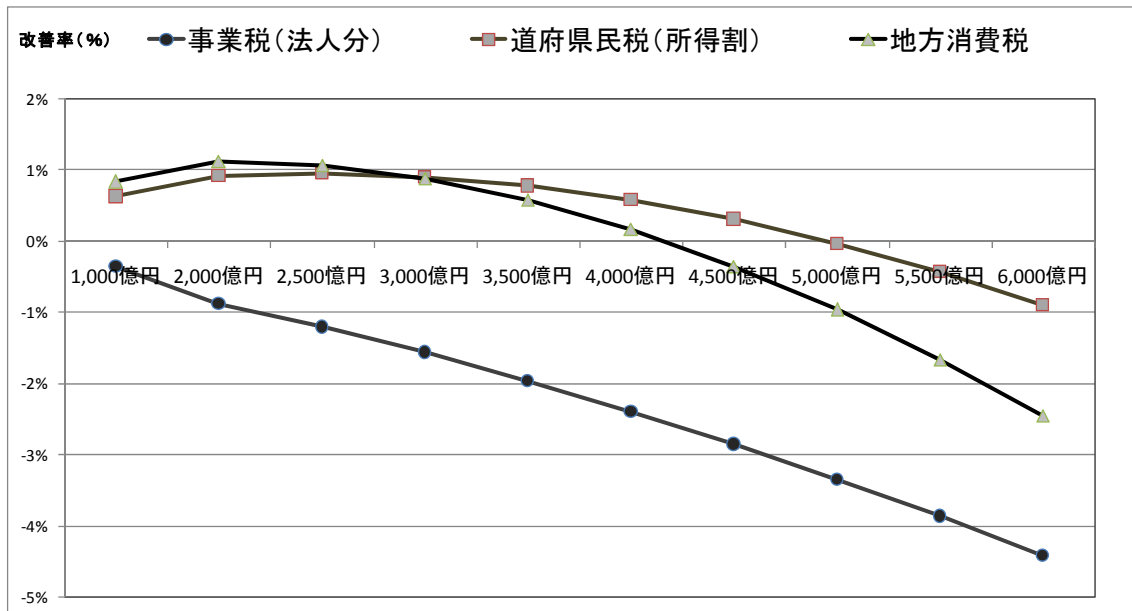


表 17 税源移譲の方法と分析結果 (1項目のみの場合、2項目同時の場合)

①	平成19年度 経常収支比率	地方消費税 経常収支比率	4,000億円 改善幅	道府県民税(所得割) 経常収支比率	4,500億円 改善幅	2項目とも増額 経常収支比率	8,500億円 改善幅
東京都	80.16%	79.18%	0.98%	78.80%	1.36%	77.85%	2.31%
平均	96.68%	95.07%		95.12%		93.59%	
変動係数	3.63%	3.62%		3.62%		3.81%	
改善率		0.17%		0.30%		-4.95%	
東京都が受け取る額(千円)		52,412,753		72,800,847		125,213,600	
全体における東京都の構成		13.10%		16.18%		14.73%	
②	平成19年度 経常収支比率	地方消費税 経常収支比率	2,000億円 改善幅	道府県民税(所得割) 経常収支比率	2,500億円 改善幅	2項目とも増額 経常収支比率	4,500億円 改善幅
東京都	80.16%	79.67%	0.49%	79.40%	0.76%	78.91%	1.25%
平均	96.68%	95.86%		95.80%		95.01%	
変動係数	3.63%	3.59%		3.59%		3.62%	
改善率		1.12%		0.95%		0.25%	
東京都が受け取る額(千円)		26,206,376		40,444,915		66,651,292	
全体における東京都の構成		13.10%		16.18%		14.81%	

第4節 シミュレーション分析Ⅲ：新たな交付金の創出

シミュレーション分析Ⅰにおいては、東京都と地方の格差は拡大し、シミュレーションⅡにおいては、税源移譲により、格差は多少改善されるが、その効果は大きなものではなく、地方自治体の歳入を増やす結果にとどまった。

図6にあるように、ひとり当たりの地方交付税は、都市部、例えば神奈川県、大阪府、千葉県などではその額が小さい。また、平成19年度の段階では、東京都と愛知県は不交付税団体となっている。これは財政規模が大きい、つまり地方税収入が大きい地域ほど地方交付税の交付を受けていない、もしくは人口に対し、その額が少ないことを表している。それに対して、多額の地方交付税を交付されている道府県は、財政収入のより多くの割合を地方交付税に依存していると考えられる。

地方交付税が減額されている昨今、不交付団体の東京都は影響を受けないが、財政運営を地方交付税に依存している地方自治体は、どうしても影響を受けてしまう。そのため、結果的に都市部、特に東京都の財政が全国的にみても突出してしまう。

ここで、財政的に豊かで、地方交付税の不交付団体である東京都に対して、「逆交付税」を参考にした財源確保の方法を検討する。

より具体的に説明すると、続くシミュレーションⅢにおいては、財源を東京都の一般財源から捻出するという、地方交付税のような地方自治体が自由に使える財源の創出を検討する。すなわち、東京都の一般財源の一部を、他の地方自治体の新交付金の財源として活用する方法である。

この新交付金の算出方法であるが、地方交付税を算出する時に使用される基準財政需要額を利用する。具体的には、地方自治体ごとに異なる基準財政需要額を合計し、この合計から地方自治体ごとに、構成比を計算し、その構成比に応じて、あらかじめ定めておいた新交付金のための予算を振り分け、その予算額を東京都の一般財源から差し引くというものである。新交付金の規模としては、最小を1,000億円とし、最大1兆5,000億円まで、あらゆる額を想定してシミュレーションを行う。

なお、シミュレーションⅡにおいて導き出された、4,500億円分の税源移譲により、全国的に平成19年度より改善した経常収支、そしてその変動係数が、シミュレーションⅢにおいて算定される新交付金の影響を受け、どのように変化するのかについて着目する。

図7には、新交付金の額の増大に伴う、経常収支比率の変化（東京都と全国平均）を示した。それによると、新交付金の財源を東京都に求めるため、東京都の経常収支比率は悪化、地方は新たな財源の獲得が可能となるため、全国平均は改善に向かうことが確認できる。

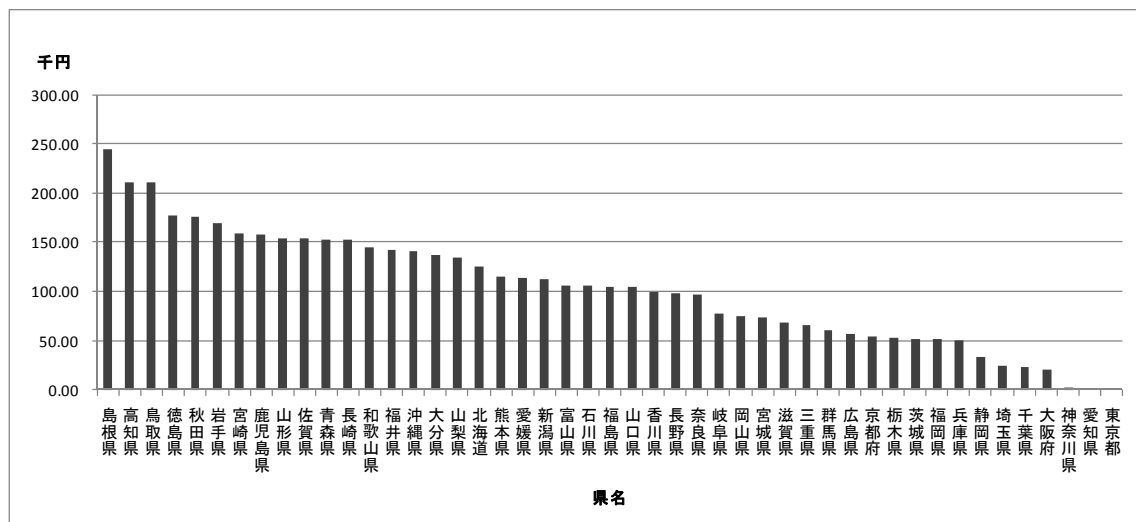
図8には、新交付金の額の増大に伴う、東京都の経常収支比率と、変動係数の改善率の変化について示した。それによると、東京都の経常収支比率は悪化するが、新交付金額が1,000億円、2,000億円と多くなるにつれ、経常収支比率の変動係数は改善していく。そして、規模が3,000億円になる場合、変動係数は、最も改善され、その後、改善の度合いは小さくなっていく。このことにより、新交付金は、格差の縮小にはつながるが、あまり大きく増額させると、その効果は薄れてしまうということが分かる。

では、新交付金はどの程度の額にすべきであるのか。図7で示したように、経常収支比率の観点からみるならば、新交付金の額は大きければ東京都以外の地方自治体の歳入の増加が大きくなるため、東京都以外の地方自治体の経常収支比率は改善し続ける。しかし、問題点として、額が大きくなるほど、東京都への負担が大きくなること、額が3,000億円を超えると、経常収支比率の変動係数の改善の度合いが鈍化するという特徴が挙げられる。

東京都の負担の増加という観点から考察すると、東京都の経常収支比率は、新給付金の額が3,000億円の段階では、全国で最も良い地位に止まっているが、4,000億円の段階では山形県、岩手県に次ぐ値になってしまう。

以上のことから、東京都に対する、大きすぎる負担を避け、全体の地方の経常収支の改善を図れ、変動係数の改善幅が最大となる新交付金の額は3,000億円が最も適しているということが考察される。

図6 平成19年度 ひとり当たり地方交付税



備考) 総務省『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』、及び『決算カード』より作成。

図7 新交付金の予算と経常収支比率の変化（東京都と全国平均）

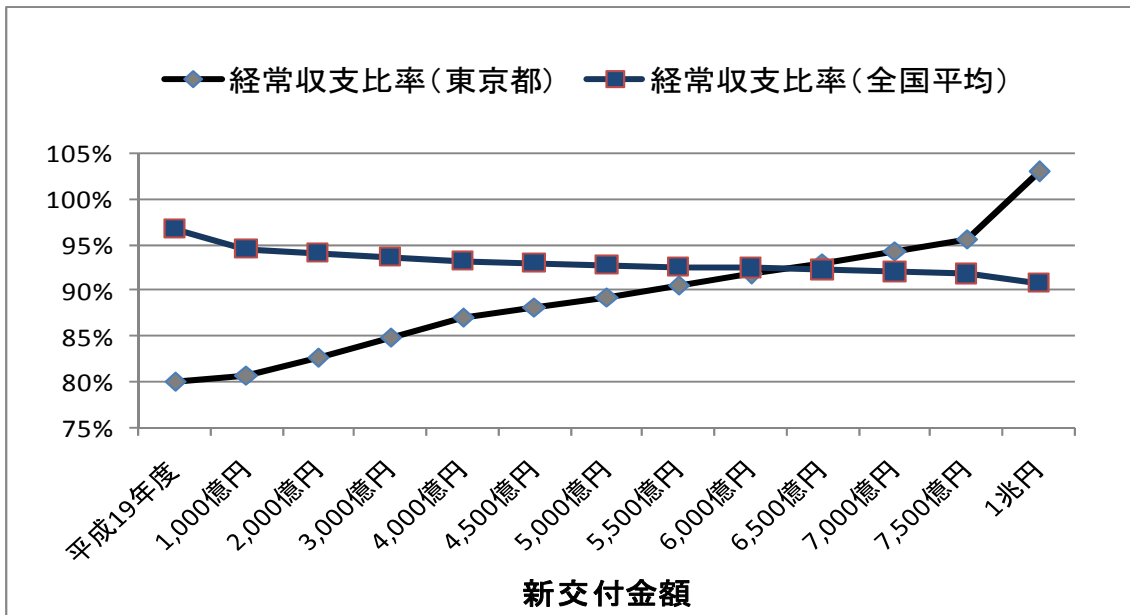
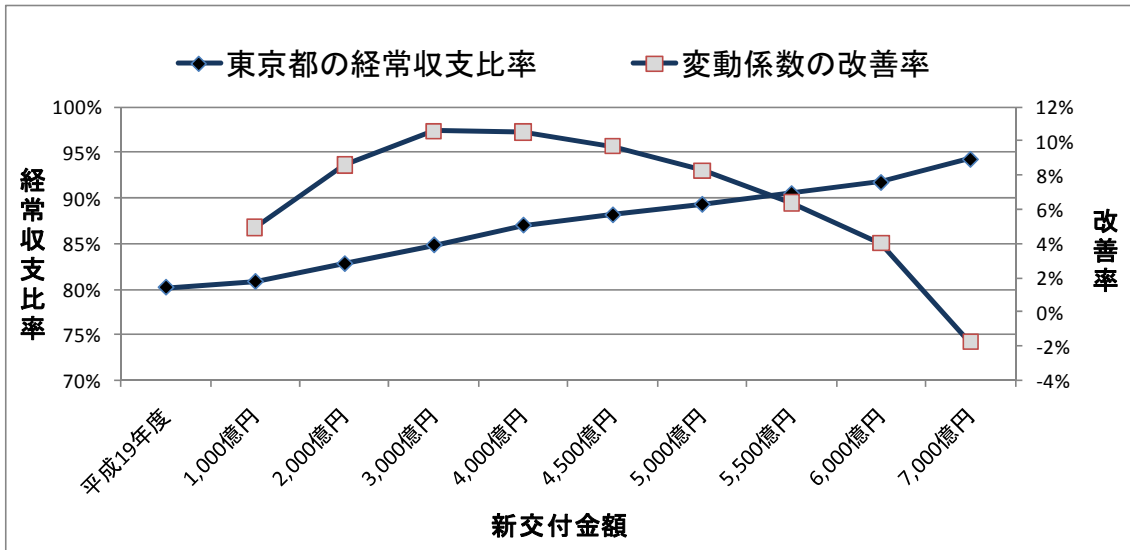


図8 東京都の経常収支比率の変化と変動係数の改善率



第5節 まとめ

図9に示したように、税源移譲を行わずに新交付金の交付のみ行うことでも、変動係数の改善は起こり、実際、税源移譲を4,500億円行った上で、新交付金を3,000億円分、交付するより、改善幅は大きいという結果を得た。しかしながら、表18で示したように、税源移譲を行わないことで、地方自治体に交付される金額は大きく減ってしまうことも、明らかになった。

本稿においては、確かに変動係数の改善、つまりは格差の是正が目的のひとつであるが、同時に、地方の財源を現在より多くすることも、重要な目的である。そのため、本稿においては、変動係数が悪化しない範囲で税源移譲を行い、地方の財源を現在より大きくし、その後、東京都の一般財源を財源とする新交付金により、地方財政の改善、地方自治体間格差の是正につなげようとする。

また、税源移譲を行うことの利点として、東京都の税源も増すということが挙げられる。これにより、東京都の経常収支比率は多少回復しており、このことにより、新交付金の規模が大きくなり、東京都の負担が大きくなったとしても、財政悪化は緩和される。

これまで、本稿で論じてきた地方自治体の財政状況、規模からも、東京都は抜きん出ており、大きな影響力を持っていることは明らかである。税源移譲を行わずに、東京都の一般財源を財源とする新交付金を行うと、短期的には変動係数の改善は大きいですが、長期的な視点では、多くの地方自治体には財源があまり多く手に入らないために、地方自治体の自立が進まず、変動係数の悪化、つまりは格差の拡大が起こる可能性がある。

このように、東京都の負担を大きくし、財政をあまりに悪化させることは、地方自治体の財政再建にも悪影響を与えられられる。そのため、税源移譲を行うことは、東京都、ひいては地方にとっても良い影響を与えるということができる。

図9 税源移譲を行う場合と行わない場合で新交付金の交付を行った時の変動係数の改善率の変化

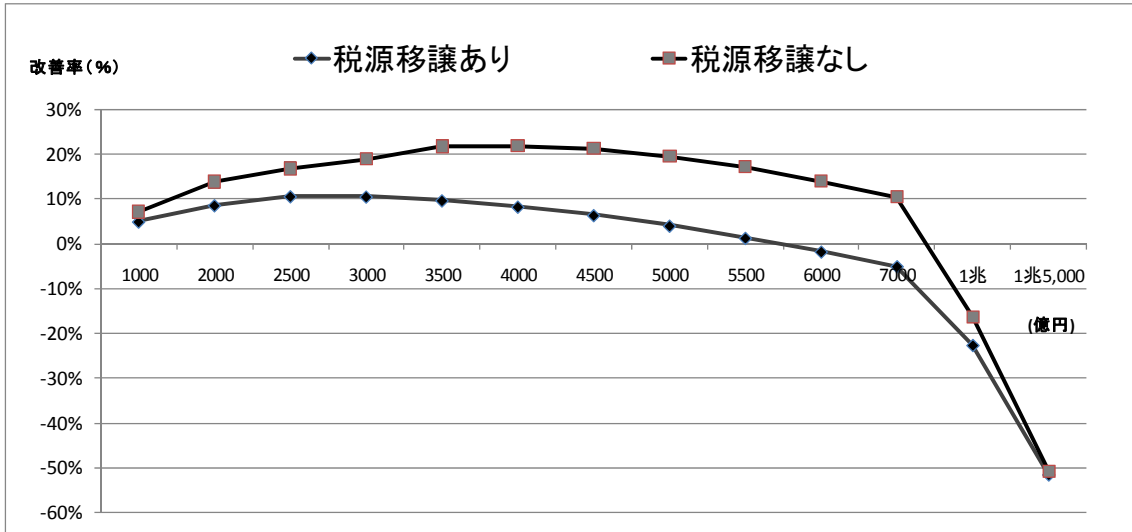


表18 道府県民税（所得割）2,500億円、地方消費税2,000億円の税源移譲を行った際の、都道府県の歳入増加額（単位：千円）

県名	増額分(千円)	県名	増額分(千円)
北海道	17,671,991	滋賀県	4,460,479
青森県	3,886,093	京都府	9,013,842
岩手県	3,737,424	大阪府	31,196,390
宮城県	7,424,813	兵庫県	19,143,246
秋田県	3,014,083	奈良県	4,424,923
山形県	3,368,114	和歌山県	2,852,117
福島県	5,909,435	鳥取県	1,737,229
茨城県	9,692,193	島根県	2,114,093
栃木県	6,647,064	岡山県	5,987,801
群馬県	6,522,162	広島県	9,620,136
埼玉県	24,592,951	山口県	4,528,849
千葉県	22,306,660	徳島県	2,338,436
東京都	66,651,292	香川県	3,326,306
神奈川県	36,569,665	愛媛県	4,155,562
新潟県	7,312,713	高知県	2,210,054
富山県	3,687,217	福岡県	15,910,700
石川県	3,910,270	佐賀県	2,352,784
福井県	2,668,464	長崎県	4,016,188
山梨県	2,850,876	熊本県	5,139,464
長野県	7,119,815	大分県	3,508,190
岐阜県	6,891,881	宮崎県	3,080,521
静岡県	13,775,146	鹿児島県	4,611,009
愛知県	28,881,433	沖縄県	3,124,902
三重県	6,055,027	合計	450,000,000

第5章 政策提言

第1節 政策提言

本稿では、都道府県間の財政格差について財政収支の観点から分析を行った。まず、**第1章**において、ヒトとカネの流れが東京都に集中していることを指摘した。また、その一方、地方では、行政投資額、地方交付税の減額が行われており、財政的にかなり苦しい状況に置かれているということについても、**第2章**で考察した。その後、これらの要因により、東京都と地方の財政の格差が広がっていることを示すと同時に、政府の政策、具体的には、三位一体改革、平成の大合併、自治体財政健全化法という歴史的流れを考察した。以上のような要因が重なり、格差の拡大は起こり、一方で地方自治体の自立は進んでいないのが現状である。

そこで、本稿では、総務省の決算カードによる財政状況の把握をもとに、地方財政の格差の是正、さらには地方財政の収支の改善のために、経常収支比率、そして、その変動係数に注目し、3つのシミュレーション分析を行うことで、改革案を提案した。

本稿のシミュレーション分析により、格差是正のためには、地方税の税源移譲に加え、東京都の一般財源を利用した新交付金の交付が好ましいことが分かった。さらに、交付金の額の幅が大きすぎると、経常収支比率の格差縮小の効果が薄れてしまうことも判明した。

本稿では、地方税の内訳から、道府県民税（所得割）の2,500億円、地方消費税の2,000億円の計4,500億円の税源移譲を行うこと、そして、地方交付税の算定で用いられる基準財政需要額から導き出された、3000億円分の新交付金の創設、その財源は、東京都の一般財源で賄うという政策を提言する。なお、この新交付金は「格差是正交付金」と名付ける。

現在、国と地方の支出の比率は4:6であるが、税収入は逆に6:4となっているといわれている。この不均衡を是正するためにも、自主的な財源が特に少ない地方を支える新たな交付金の創設は有効であると考えられる。

第2節 政策提言における問題と解決案

ここでは、実際に政策を実施していく上で、発生することが予測される問題の提起と解決案を提案する。

確かに、東京都の財源を本稿が提案する形で、一般財源の余剰分を新交付金へと移行するのは地方自治の本旨や地方分権推進という現在の潮流からは逸脱する形になってしまうかもしれない。

しかし、税源移譲により、東京都に対しても歳入の増加が発生することもあり、財政的に豊かで、地方交付税の不交付団体である東京都に対して、「逆交付税」を参考にした財源確保の方法を検討することは可能であると考察する。この方法とは、東京都の一般財源の一部を、他の地方自治体の新交付金の財源として活用するということである。

また、**第4章**の結果からも分かるように、東京都は一般財源を新交付金という形で配分しても余力がある。加えて、東京都の地方税収入の大半を占めるのは企業関係の税収なので、住民の納税や居住のインセンティブを失うこともない。ただし、東京都と地方の格差是正を行うこと、東京都が地方交付税の不交付団体であることから、東京都の一般財源をベースに、新交付税を考察しているが、将来的には不交付団体が交付団体を扶助する制度に移行していくことも視野に入れて進めていくべきであると考えられる。

さらには、新交付金の付与による歳入の増加は、地方自治体の財政再建に対する意識を弱めることにつながりかねないという問題も起こりうる。これを解決するには、地方自治体の財政運営に対する管理体制を整える必要がある。

具体的には、改善目標数値の設定や新交付金の利用目的の限定など、ある程度の条件を付帯することや、時限付きの制度にすること、用途を明確にすることために、総務省に提出する報告書の作成を義務付けるといった対策が挙げられる。

第3節 むすび

地方自治体のなかには本稿が提言する方法による増加額では足りないところも存在するだろう。しかしながら、新制度が導入されれば、地方自治体は現在よりも財政再建に有用な予算建てを行うことが可能であり、地方自治体の財政再建、地方復興に対する自助努力、さらには個々の自立を促すことになり、現状より財政状態が改善され、地方自治体間格差拡大の進行を弱めることにつながることは間違いない。

現在、活発に行われている地方分権議論では、地方自治体間の格差是正には重きを置いていない。このような状況のまま、地方分権を行ったとしても、個々の地方自治体の力は弱いままであり、都市部のような大きな税源がある地方自治体を除き、自立するのは難しいだろう。

地方分権を早期に進めようとするあまり、計画性のない税源移譲や、地方交付税等の削減による、地方と東京都のような都市部との格差を拡大させることは避けなければならない。つまり、現在のまま地方分権や税源移譲が進んだとしても格差は拡大して行くのは明白であるということである。

そのためにも、今後、最優先で行うことは、地方自治体が個々で自立できるようにするために、地方自治体に財源を与えることである。

今後、地方分権を行うならば、それにはまず、財政格差を可能な限り小さくし、地方自治体が自立できる力、つまり今以上の財源を与える方法をとるべきである。本稿の政策は、国と地方自治体の関係が問われている現代において、より即効性のあるものであると考える。

なお、最近の動きとして、平成 21 年 11 月 2 日に地方分権改革推進委員会が第 4 次勧告の原案をまとめた。その原案にも、財政力の弱い地方自治体に格差是正のための一括交付金が掲げられている。この原案は、本稿の提言と同じ方向性をもっているといえよう。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

- ・ 西森光子（2007）「地方交付税の問題点と有識者の改革案 ～財政再建と地方分権の両立をめざして～」国立国会図書館調査および立法考査局『リファレンス』第 55 巻第 9 号、pp. 67-81。
- ・ 星野菜穂子（2008）「経常収支比率でみる自治体財政」大和総研『経営戦略研究』2008 秋季号 vol. 19、pp. 42-55。
- ・ 前澤貴子（2009）「地方財政再建の現実と地方財政健全化法の施行」国立国会図書館調査および立法考査局『リファレンス』第 59 巻第 6 号、pp. 49-59。
- ・ 米山秀隆（2009）「地方の自立性を高めるための地方への税配分」富士通総研(FRI)経済研究所『Economic Review』第 13 巻第 1 号、pp. 84-95。

《参考文献》

- ・ 上村敏之（2005）『はじめて学ぶ国と地方の財政学』日本評論社。
- ・ 上村敏之（2007）『コンパクト財政学』新世社。
- ・ 総務省『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』各年版。
- ・ 道州制.com(2007)『道州制で日はまた昇るか』現代人分社。
- ・ 林宜嗣（2005）『地方財政 第 8 版』有斐閣ブックス。
- ・ 文藝春秋社『日本の論点 2007』。
- ・ 諸富徹・門野圭司（2007）『地方財政システム論』有斐閣ブックス。

《データ出典》

- ・ 沖縄県統計資料 Web サイト 統計刊行物 統計トピック
<http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/> （最終アクセス日時：2009 年 11 月 4 日）。
- ・ 総務省『平成 13 年～平成 19 年 決算カード』
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html> （最終アクセス日時：2009 年 11 月 4 日）。

- 総務省『平成 19 年度都道府県決算状況調』
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h19_todohuken.html (最終アクセス日時:2009 年 11 月 4 日)。
- 総務省 『平成 13 年度～18 年度 行政投資実績』
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090227_1.html (最終アクセス日時:2009 年 11 月 4 日)。
- みえ Data Box <http://www.pref.mie.jp/DATABOX/index.htm> (最終アクセス日時 : 2009 年 11 月 4 日)。